

# 平成27年10月から 被用者年金制度が一元化されます

公的年金制度のうち、民間サラリーマンや公務員等が加入する年金制度を被用者年金制度といますが、被用者年金制度の一元化は「共済年金制度」を「厚生年金制度」に統一することをいい、公務員等も厚生年金保険に加入することになります。

なお、一元化も効率的な事務処理を行うため、引き続き共済組合が年金記録の管理や年金支給を行います。

## 1 制度的な差異について

共済年金と厚生年金の差異は、厚生年金に揃えることで解消されます。

### ○平成27年10月以降の主な改正項目

項目	共済年金(現行)	厚生年金(平成27年10月以降)
制度加入への年齢制限	なし	70歳まで
未支給年金の給付範囲	遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)又は遺族がいないときは相続人	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は姪甥などを含む三親等内の親族
老齢給付の在職停止	退職共済年金受給者が 【共済組合に加入の場合】 原則、支給停止 【厚生年金に加入の場合】 (賃金※+年金)が47万円(平成27年度調整額)を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止	【65歳未満の場合】 (賃金※+年金)が28万円(平成27年度調整額)を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止 【65歳以上の場合】 (賃金※+年金)が47万円(平成27年度調整額)を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止
※賃金とは、月収+過去1年間のボーナスの1/12		
在職中の障害給付	支給停止	支給
障害給付の支給要件	保険料納付要件なし	初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の被保険者期間の2/3以上必要
遺族給付の転給	先順位者が失権した場合に、次順位者に支給される	先順位者が失権しても、次順位者に支給されない(同一順位は支給)

## 2 年金払い退職給付について

被用者年金一元化後は、共済年金の職域部分が廃止され、年金払い退職給付が創設されます。  
年金払い退職給付は、「退職給付」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。(公務外・通勤による障害・遺族年金は設けていません。)

### ○年金払い退職給付の種類・受給要件・支給期間等

年金の名称	受給要件	支給期間等
退職年金	・1年以上(一元化前の期間も含め)引き続き組合員期間があること ・退職していること ・65歳に達していること (60歳から繰上げ可。また、70歳までは繰下げも可)	・積み立てた給付算定基礎額の1/2は終身年金 ・残り1/2は有期年金(10年又は20年の選択)又は一時金の選択 ・受給者が死亡した場合は、終身年金は終了 ・有期年金に残余年金がある場合は、遺族に一時金として支給 ・服務規律維持の観点から、信用失墜行為に対する給付制限措置を導入
公務障害年金	公務による傷病により障害状態となったとき	障害の状態である間支給
公務遺族年金	公務による傷病により死亡したとき	遺族の方に支給

### ○退職年金のイメージ(いずれかを選択)



## 3 保険料率(掛金率)について

厚生年金及び共済年金の保険料率(掛金・負担金の合計)は、右表のとおり毎年0.354%ずつ引き上げられていますが、平成30年9月に厚生年金の保険料率と同じ18.3%に統一されます。

保険料率に対する負担は労使折半(組合員50% 事業主(地方公共団体等)50%)です。  
※年金払い退職給付に係る保険料率は、労使併せて1.5%上限(予定)として加算されます。

